

## 黒潮町公告第25号

「令和4年度黒潮町入野地区宅地造成基本設計等委託業務」について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年8月15日

黒潮町長 松本 敏郎



### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

令和4年度黒潮町入野地区宅地造成基本設計等委託業務

#### (2) 業務目的

現在、国土交通省が進めている高規格道路事業において発生する土砂を町内において有効活用すること、また今後起こるとされている南海トラフ地震に対して安全な住宅地の形成を目的として、宅地造成事業の基本設計ならびに設計を進めるうえで必要となる調査、関係機関協議及び住民説明会に関する支援を行なうことを目的とする。

#### (3) 業務内容

別添「令和4年度黒潮町入野地区宅地造成基本設計等委託業務仕様書」のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日とする。

#### (5) 選定方式

公募型プロポーザル方式

#### (6) 業務委託料の上限額 26,400,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

### 2. 参加資格要件

(1) 本業務の受託選定は、単体企業、又は代表企業と構成企業からなる事業共同体の組織とする。

#### (2) 事業共同体の結成要件

- ① 自主的に結成された事業共同体であること。
- ② 本業の履行に必要な要員を配置できる者であること。
- ③ 事業共同体の構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の事業共同体の構成員となることはできない。

#### (3) 単体企業及び事業共同体の各構成員の参加資格要件

構成員は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ②黒潮町建設工事入札参加資格停止措置要綱に規定する入札参加資格停止処分を受けていない者であること。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ④法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- ⑤黒潮町から黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成26年3月19日規則第4号）に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込の期限日から審査委員会の審査までの期間内に受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

### 3. 失格事項

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- (1)提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2)審査委員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (3)プロポーザルの手続きの過程で、黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

### 4. 参加手続

プロポーザルに係る書類等の配布期間

配布期間

令和4年8月15日（月）から令和4年9月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前9時00分から午後5時00分まで  
ただし、町公式HPからは当該期間内に24時間取得可能

### 5. 事務局

黒潮町役場 まちづくり課（担当：深木・西村）

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

TEL 0880-43-2115 FAX 0880-43-2676

E-mail : 10270020@town.kuroshio.lg.jp（まちづくり課 土木係アドレス）